

「国民年金保険料」 納めるのが困難なときは…

■問合せ 国保年金課国保係☎029-885-0340(内)116



経済的な理由等で国民年金保険料(令和6年度の保険料は月額16,980円)を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

※任意加入されている方は、制度を利用することができません。

※免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。ただし、離職者の方は申請の際に雇用保険被保険者離職票等のコピーを提出することで、承認される場合があります。

全額免除制度・一部納付(一部免除)制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、所得に応じ保険料の全額、または一部（3段階に分かれます）が免除されます。

▼免除の割合と納付する額（令和6年度／月額16,980円の場合）

免除の割合	納付する額	免除の割合	納付する額
全額免除	0円	半額免除	8,490円
4分の3免除	4,250円	4分の1免除	12,740円

※一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ扱いとなります。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

追納制度

保険料の免除・納付猶予の承認を受けた期間のある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、年金受給額が低額となります。しかし、10年以内に後から納付することで、**年金受給額を増やすことができます。**また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

—重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ— 新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則毎年6月末日で更新となります。新しい受給者証を6月下旬に郵送しますので、現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になります。更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ、役場国保年金課までお越しください。

窓口で更新手続きが必要な方は？

▶令和6年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で令和5年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（令和6年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。

▶本人もしくは扶養義務者の令和5年中の所得の申告がお済みでない方

※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

